

(財)ロータリー米山記念奨学会

(Rotary Yoneyama Memorial Foundation, Inc.)



ロータリー米山記念奨学事業とは



ロータリー米山記念奨学事業とは、全国のロータリアンからの寄付金を財源として、日本で学ぶ私費外国人留学生に奨学金を支給し、支援する国際奨学事業です。将来、日本と世界とを結ぶ「懸け橋」となって国際社会で活躍し、ロータリー運動の良き理解者となる人材を育成することが事業の使命です。

その歴史は50年以上前にさかのぼります。平和を愛し、青少年に手をさしのべた“日本ロータリーの父”米山梅吉氏の遺徳を記念する事業として、1952年、東京ロータリー・クラブは、海外からの留学生を支援する国際奨学事業を始めました。やがてそれは、日本全国のロータリー・クラブの共同事業として発展し、1967年に文部省(現・文部科学省)を主務官庁とする(財)ロータリー米山記念奨学会が設立されました。50有余年の歴史を持ち、世界に類を見ない日本ロータリー独自の多地区合同奉仕活動となっています。

米山記念奨学会の特色

一番の特徴は、その規模です。米山奨学生の採用数は、2013年度より年間700人。世界規模で展開しているロータリー財団国際親善奨学生の年間採用数と同じです。これだけの外国人留学生を支援している奨学団体は、事業規模・採用数とも日本国内では民間最大です。これまでに支援した奨学生数は累計で約1万7千人(2012年7月現在)、その出身国は、世界121の国と地域に及びます。米山学友(元米山奨学生)は、韓国駐日大使やスリランカ警察庁長官、韓国・台湾のガバナーに就任した人など、世界中で活躍しています。

世話クラブ・カウンセラー制度

米山奨学金には、奨学金による経済的な支援だけでなく、ロータリー・クラブ独自の世話クラブとカウンセラー制度による心の通った支援があります。

世話クラブとは？

日本には約2,300のロータリー・クラブがあります。そのうち1つのクラブが、1人の奨学生の「世話クラブ」となります。米山奨学生は世話クラブの例会に月に一度出席し、ロータリー会員と積極的に交流して国際交流・相互理解を深めるとともに、ロータリーの奉仕の心を学びます。

世話クラブで行われること

- a) 米山奨学生は月に1回例会へ出席
- b) 奨学金の受け渡し
- c) スピーチその他、親睦活動・奉仕活動への参加など



カウンセラーとは？

奨学生1人に対し、世話クラブのロータリアンの中から1人がカウンセラーとなります。カウンセラーは、奨学生の個人的ケアにあたるアドバイザーです。米山奨学生とロータリアンの交流は、相互理解のみならず、双方にとって財産となるものです。

指定校・学校推薦制度

ロータリー米山記念奨学会では、「指定校・学校推薦制度」によって奨学生の募集と選考を行っています。

指定校・学校推薦制度とは？

この制度は、各ロータリー地区の選考委員会が大学（学校）を指定して各指定校から候補者を推薦してもらい、学内選考で選ばれた申込者を、各地区の選考委員会が選考するシステムです。したがって、応募学生は、在籍する学校での選考と、ロータリーの地区選考委員会による選考の2段階の選考を受けることになります。指定校はロータリー地区選考委員会で毎年協議され、8月中旬ごろ米山記念奨学会HPに掲載されます。

ロータリー米山記念奨学金の種類

2012年度 ロータリー米山記念奨学金一覧

ロータリー米山記念奨学金	月額	概要	人数
1. 学部課程 (YU)	10万円	指定校推薦 大学・大学院生対象の代表的なプログラム	791人
2. 修士課程 (YM)	14万円		
3. 博士課程 (YD)	14万円		
4. 地区奨励	7万円	短大・高専など。 1人枠で2人採用可	16人
5. クラブ支援	14万円	現役奨学生の期間延長制度 (世話クラブ推薦・半額負担)	9人
6. 海外応募者対象	10万円 14万円	来日前の日本留学希望者が応募できる新制度。希望地区限定公募制。	5人
7. 海外学友会推薦	14万円	海外の学友会が募集・選考する上級研究者助成。公募制。	2人

このほか、現地採用奨学金（ベトナム）の継続者2人

奨学会に対する寄付金

1. 普通寄付金

日本の全ロータリアンからクラブを通じて定期的にする寄付。各クラブで会員1人あたりの金額を決定し、会員数分を半期に一度送金します。

2. 特別寄付金

個人、クラブまたは法人として、普通寄付以外に寄付されるもので、金額も時期も問いません。特別寄付はロータリー・クラブ以外の個人、法人、団体からも受けることができます。(税制上の優遇措置あり)

* クラブ創立記念特別寄付

クラブの創立記念事業として特別寄付をされたクラブに対する表彰制度。創立記念寄付の盾を贈呈します。(10万円以上)

* 遺言寄付金

ロータリアンの申し出による遺言寄付金を受ける制度。



表彰制度

(1) 準米山功労者 (個人)

個人の特別寄付金の累計額が3万円に達したとき、準米山功労者として登録されます。(表彰はありません)

(2) 米山功労者 (個人)

個人の特別寄付金の累計額が10万円に達したときに、第1回米山功労者として表彰され、感謝状が贈られます。第2回から第9回(20万円~90万円)に達した方を「米山功労者(マルチプル)」、第10回以上(100万円以上)の方を米山功労者(メジャードナー)と呼び、10万円ごとに感謝状、100万円ごとにピンバッジが贈られます。

(3) 準米山功労法人

法人として特別寄付金5万円に達したとき、準米山功労者法人として登録されます。(表彰はありません)

(4) 米山功労法人

法人が累計50万円の特別寄付をされたとき、米山功労法人として感謝状が贈られます。この場合、個人として重複しての米山功労者の表彰はありません。

(5) 米山特別功労法人

法人からの特別寄付金累計額が100万円に達したとき、以降100万円毎に、米山特別功労法人として表彰され、盾もしくは感謝状(選択可)が贈られます。

(6) 米山功労クラブ

クラブの特別寄付金の累計額が100万円に達したとき、米山功労クラブとして感謝状が贈られます。クラブの特別寄付金額には、個人・法人の特別寄付金も集計されます。第2回目からは100万円ごとに感謝状が贈られます。

(7) 達成クラブ

普通寄付金と特別寄付金の合計した累計額が、1千万円に達したときは、「1千万円達成クラブ」として、感謝状が贈られます。以後、1千万円増額達成ごとに同様に表彰されます。

3. 免税措置について

米山記念奨学会への特別寄付金は、所得税、法人税、相続税の寄付金控除対象となります。